

○国土交通省告示第百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十二日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道25号国分本町地区歩道整備事業（大阪府柏原市国分市場二丁目地内から同市国分本町二丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 大阪府柏原市国分市場二丁目、国分本町七丁目、国分本町六丁目、田辺一丁目、国分本町四丁目、国分本町三丁目及び国分本町二丁目地内
- 2 使用の部分 大阪府柏原市国分市場二丁目、国分本町七丁目、国分本町六丁目、田辺一丁目、国分本町三丁目及び国分本町二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府柏原市国分市場二丁目地内から同市国分本町二丁目地内までの延長674mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道25号国分本町地区歩道整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道25号（以下「本路線」という。）は、四日市市を起点とし、伊賀市、大和郡山市、八尾市等を経由して大阪市に至る延長約196kmの主要幹線道路である。

本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、近畿日本鉄道大阪線河内国分駅に至る地域住民の生活道路であり、沿線の小・中学校の通学路としても利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず、歩道等が未整備であり、交通事故が多発するなど、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の安全が十分に確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、幅員が4.5mの自転車歩行者道が新たに整備されることから、歩行者等と自動車との交通が分離されるとともに、歩行者等が安全にすれ違うことのできる幅員の確保が図られ、歩行者等の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、任意で大気質、騒音等について調査及び検討を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、大阪府教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全な通行の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、自転車歩行者道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和37年6月19日に都市計画決定され、平成17年8月9日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず、歩道等が未整備であることなどから、できるだけ早期に歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があると認められる。

また、柏原市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大阪府柏原市役所